

(一般会計分) 令和 7 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題 (二次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
一般 2 - 0 1	保育士等の意識及び業務負担軽減に関する調査研究
一般 2 - 0 2	延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間等の実態及び早朝・夜間・休日等を含めた保育ニーズの把握に関する調査研究
一般 2 - 0 3	子育て世帯に配慮した住宅支援等の在り方に関する調査
一般 2 - 0 4	思春期のこどもが安心して産婦人科を受診できる環境づくりのための調査研究
一般 2 - 0 5	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた民間事業者の取組等に関する調査
一般 2 - 0 6	青少年のインターネット利用に係る官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究
一般 2 - 0 7	「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」にかかる認定制度等の効果的な周知手法に関する調査研究
一般 2 - 0 8	児童福祉施設等における業務継続の在り方に関する調査研究
一般 2 - 0 9	こども政策DXの推進に関する中長期的な展望についての調査研究
一般 2 - 1 0	多様なニーズに応じた家族支援の在り方に関する調査研究
一般 2 - 1 1	ひとり親家庭支援における相談支援従事者の人材養成研修に関する調査研究
一般 2 - 1 2	こどもや家庭を支援する実践者に役立つ情報基盤のあり方に関する調査研究

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-01</p>	<p>保育士等の意識及び業務負担軽減に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育士の有効求人倍率は全職種平均と比べても高い水準となっており、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、保育士確保は喫緊の課題となっている。</p> <p>このため保育士確保に向けては、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組等、総合的に推進してきたところであるが、保育士の登録者数と保育現場での就労者数との差は拡大しつつある。また、保育士を目指し養成施設を修了しても保育所等に就職する者の割合は84.2%であり、保育士になったのちに離職し、再就職しない者も一定数いる。</p> <p>このような状況下において、保育所等の現場において就業する保育士を増加させるため、保育士資格を持っている者の意識を把握し、対策に繋げる必要がある。</p> <p>また、保育士の業務は、こどもの健やかな成長を支えるとても重要な職業である一方、行事の準備や書類作成、保護者への連絡等長時間労働に繋がるイメージもあることから、保育業務の負担に対する課題を改善させる必要がある。</p> <p>本調査においては、保育士確保に対する課題を明らかにし、保育士の業務改善が図られ、保育士の役割がより理解され、働きやすい環境を整備し、離職防止、ひいては潜在保育士の復職促進に繋がる実効性のある施策に繋げることを目的とするため、現役保育士だけでなく、潜在保育士等も対象として、意識・実態調査を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>【調査概要】</p> <p>調査1 保育士の意識調査</p> <p>現役保育士の職務満足度、離職理由、キャリアパスへの意識、及び潜在保育士が復職を躊躇する要因や復職への移行を把握することで、実態に即した支援策や情報提供を検討する。</p> <p>調査2 保育士の業務負担軽減の具体化</p> <p>現状の業務内容を分析し、非効率な業務や負担の大きい業務を特定し、効果的な軽減策の導入を検討する。</p> <p>【調査1 保育士の意識調査】</p> <p>(1) 目的</p> <p>現役保育士が抱える仕事へのモチベーション、キャリア展望、職場環境への要望、また、潜在保育士が仕事から離れた理由、復職への障壁、復職支援に求めるものなどを明らかにする。</p> <p>(2) 調査対象、手法、調査項目(例)</p> <p>① 対象：現役保育士</p> <p>○ 手法</p>

・インターネット調査（周知：・自治体を經由して保育所へ通知、・各保育団体を經由）

○ 調査項目（例）

- ・職務満足度、やりがいを感じる点
- ・キャリアパス、スキルアップに関する意識
- ・離職を考えた経験とその理由
- ・長く働き続けるために必要な支援、環境 等

② 対象：潜在保育士

○ 手法：

- ・インターネット調査（周知：インターネット活用及び保育士・保育所支援センターを經由し、登録者へ調査）
- ・グループインタビュー

○ 調査項目（例）

- ・保育士資格取得の経緯と現在の職業（保育関連等）
- ・保育士として働いていた場合の離職理由
- ・復職に対する現在の意向と障壁（子育て、ブランク、体力面）
- ・復職に際して必要と考えるサポートや情報提供
- ・短時間勤務や多様な働き方への関心

○ グループインタビュー

アンケート結果を踏まえ、特定のテーマについて深掘するため、潜在保育士に対し、互いの意見交換を通じ、より多角的な視点や具体的なニーズを把握

③ 対象：保育士資格を有しているが、一度も保育業務を行っていない者

○ 手法：

- ・インターネット調査

○ 調査項目（例）

- ・保育士資格取得の経緯と現在の職業（保育関連等）
- ・保育業務に就職していない理由

【調査2 保育業務の負担軽減】

(1) 目的

保育士の日常業務における時間配分、精神的・肉体的負担の大きい業務 ICT ツールの活用状況、書類作成業務の実態などを具体的に把握し、業務効率化や負担軽減の可能性を探る。

(2) 調査対象

保育所

(3) 調査方法

① アンケート調査

業務内容の状況、負担に感じる業務、ICT の導入の状況とその効果等についてオンラインにより実施

② ヒアリング調査

	<p>アンケート結果から抽出された課題や特徴的な事例について、実際に保育所を訪問し、ヒアリングを実施。具体的な作業効率時間等導入の有無の効果を検証。</p> <p>(4) 調査項目 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の業務内容と時間配分 (保育、連絡帳記入、清掃、行事準備、会議) ・ 特に負担と感ずる業務とその理由 ・ 書類作成業務の種類と時間、簡素化の可能性 ・ 保護者対応に要する時間 ・ 休憩時間の取得状況 ・ 外部研修や自己研鑽の時間確保状況 ・ 業務軽減のために期待する施策やアイデア ・ 保育補助者の導入状況とその効果 ・ 保育支援者の導入状況とその効果 ・ ICT ツールの導入状況とその効果
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査結果報告書 <ul style="list-style-type: none"> 調査 1 及び調査 2 の結果から総合的に考察し、各々の調査結果を分析した内容とし、関係者が使用できるようグラフなどを使用し、視認性の高い調査結果をまとめた報告書 (電子データ及び都道府県、指定都市等へ配布可能な冊数の印刷物) ○ 調査結果概要資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記報告書を書く調査結果から特にピックアップすべき内容を抽出し、数ページにまとめたもの (電子データ及び都道府県、指定都市等へ配布可能な冊数の印刷物) ・ 調査 1 及び調査 2 結果の概要をパワーポイント形式・2～4 枚程度に要約し、まとめた資料 (電子データ及び紙媒体 (10 部程度)) ○ 調査・分析に用いた電子データ 一式
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 保育の魅力向上係 03-6858-0086</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-02</p>	<p>延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間等の実態及び早朝・夜間・休日等を含めた保育ニーズの把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」において、「働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある」とされている。</p> <p>一方で、延長保育や夜間保育の時間帯も含めた総保育利用時間等の実態や早朝・夜間・休日等も含めた保育ニーズについての実態把握が十分ではないことから、当該事項等についての調査研究を実施し、保育ニーズの現状等について把握することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間等の実態調査</p> <p>自治体や保育所等に対するアンケート及びヒアリング等、各種統計調査結果の分析等により、延長保育及び夜間保育の時間帯も含めた、利用児童一人ひとりの保育所等における滞在時間や保育所等の開所時間内の利用児童数の分布等を調査することで、利用の実態を把握する。なお、調査対象には、延長保育を実施している保育所や夜間保育所、ベビーホテルを含む認可外保育施設等に加え、子育て短期支援事業のうちの「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」等、早朝、夜間、休日にこどもを預かる施設を幅広く含めること。</p> <p>【主な収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各利用児童の滞在時間の傾向 ・開所時間の時間帯ごとの利用児童数 ・開所時間及び閉所時間 ・延長保育を含む開所時間及び閉所時間 ・時間帯による利用制限の有無（障害児や医療的ケア児など） ・利用者の働き方 ・延長保育や夜間保育の時間帯で行っている業務内容 ・延長保育、夜間保育を行う上での業務や財政的な負担の内容 ・延長保育、夜間保育の時間帯の保育士等の配置状況 <p>(2) 早朝、夜間、休日を含む保育ニーズの把握に関する調査</p> <p>自治体や保育所等にこどもを通わせている保護者に対するアンケートやヒアリング等、各種統計調査やニーズ調査結果の分析等により、早朝、夜間、休日等も含めた保育ニーズに関する実態把握及び分析を行う。なお、(1)と同様、調査対象には、延長保育を実施している保育所や夜間保育所、ベビーホテルを含む認可外保育施設等に加え、子育て短期支援事業のうちの「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」等、早朝、夜間、休日にこどもを預かる施設を幅広く含めること。</p>

	<p>【主な収集項目】</p> <p>自治体向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体における保育ニーズの把握方法 ・自治体が把握している早朝、夜間、休日を含む保育ニーズ <p>保護者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育利用希望時間 ・実際の保育利用時間（複数施設利用についても実態把握） ・保護者の働き方と保育利用（希望）時間の関係
<p>求める成果物</p>	<p>延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間の実態及び夜間の保育ニーズの把握に関する調査結果及びその分析や課題についてまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 待機児童対策係 03-6858-0048</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-03</p>	<p>子育て世帯に配慮した住宅支援等の在り方について</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>子育て家庭については、こどもの声の騒音等を気にして通常の共同住宅に住みづらいなどの問題や、身近に子育て家庭が少なく相談ができないといった悩みの声が団体等から寄せられているところ。</p> <p>こうした事情から子育て世帯のみをターゲットとした賃貸住宅や、そうした賃貸住宅を支援する自治体も出てきているところ。そうした子育て世帯に配慮した住宅支援等、特に子育て世帯向けの賃貸住宅等について、実際の子育て世帯向けの住宅において提供されているサービスや、行政からの支援の実態などについて調査研究を行い、行政としてどのような住宅支援が考えられるのかの検証を行うことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 調査研究</p> <p>本研究においては、以下の調査・検証を想定。</p> <p>(1) 子育て世帯に配慮した住宅（特に賃貸住宅を想定）において行われている子育て世帯向けサービスや、それらに対する行政における支援などの実態調査。</p> <p>(2) (1) を踏まえて行政としてどのような支援が求められているか、どのような効果を期待できるかヒアリング等により検証を行う。</p> <p>【具体的方法】</p> <p>(1) 子育て世帯向けの賃貸住宅を中心に、どのような子育て世帯向けサービス等が導入されているか、自治体からの支援の有無や、自治体のまちづくりとの関連性等の全国的な実態調査を実施し、具体的事例を把握する。</p> <p>(2) (1) で得られた具体的事例の中から10件程度のヒアリング調査を行い、行政に対してどのような支援が求められるかについて、各サービスによる子育て支援の効果、入居率、回転率等の経営実態も踏まえて検証する。</p> <p><留意点></p> <p>ヒアリング先及び件数については、検討委員会の助言を得て、妥当性を検討すること。</p> <p>II 検討委員会の設置</p> <p>Iの検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者や自治体職員等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記の調査研究結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>(2) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 子育て支援係 03-6861-0519</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-04</p>	<p>思春期のこどもが安心して産婦人科を受診できる環境づくりのための調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和5年3月22日に改定の閣議決定がされた「成育医療等基本方針」において、「不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する」としている。</p> <p>また、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」と示されたことを踏まえ、令和6年11月28日に「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会」を開催し、全5回に及ぶ検討会の最終報告として、令和7年5月22日に「プレコンセプションケア推進5か年計画」を決定した。令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づく取組を進める。」とされており、5か年計画に沿ったプレコンセプションケアの推進を目指している。</p> <p>「プレコンセプションケア推進5か年計画」においては、プレコンセプションケアに関する概念の普及や、相談支援体制の充実に取り組むところであるが、思春期（概ね10歳から18歳）のこどもの心身の健康を規定する重要な要素の一つとして、性と健康に関する課題がある。これまで、本人や保護者の情報不足やためらいから、産婦人科受診の必要がありつつも、診断が遅れることも多いことが指摘されてきた。思春期のこどもにも産婦人科医療機関を受診しやすい環境整備が求められている。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、①当事者やその保護者における産婦人科受診の心理的ハードルを高める要因等についての実態調査（アンケート調査）の実施②当事者やその保護者からのヒアリングを実施し、その内容を分析した上で、③思春期のこどもが必要なタイミングで産婦人科受診をできるよう、医療機関受診の目安を示す「産婦人科受診チェックリスト」、④産婦人科診察に対する不安を解消するための「産婦人科診察 Q&A」、⑤思春期患者に寄り添った産婦人科診察ができるよう、当事者や保護者の声を反映した医療従事者向けパンフレットの作成を目的とする。</p> <p>・プレコンセプションケア推進5か年計画～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～（令和7年5月22日最終報告）</p> <p>プレコンセプションケア推進5か年計画～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～（最終報告）</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1. 有識者と当事者女性・保護者からなるヒアリングの場の設置・運営、会議資料、議事録作成等</p>

有識者（2～3名程度）、当事者女性（3～4名程度）・保護者（2～3名程度）から構成されるヒアリングの場（1～2回程度）を設置し、以下について検討を行うこと。また、参加者の委嘱及び謝金手続き、ヒアリングの日程調整、開催案内、資料送付等のヒアリングに関する事務手続きを行うこと。ヒアリング開催にあたり、参加者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、参加者の選定については母子保健課と相談の上、決定すること。

【検討事項】

- ① 当事者女性・保護者を対象とした実態調査（アンケート調査）に関する調査設計、調査項目等の検討。
- ② 産婦人科診察に対する不安を解消するための「産婦人科診察 Q&A」の作成
- ③ 思春期患者に寄り添った産婦人科診察ができるような医療従事者向けパンフレット

※

検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。

2. 当事者女性・保護者への産婦人科受診に対する心理的なハードル等についての実態調査等（アンケート調査）

当事者・保護者を対象として、アンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査対象の選定にあたっては、移住地域や年齢に偏りがないよう考慮すること。調査項目等については、有識者において素案を作成し、ヒアリングにおける意見を踏まえ修正等を行うものとする。

（想定される主な調査項目）

- ・産婦人科受診の考慮の有無
- ・産婦人科受診を考慮したが受診しなかった理由
- ・産婦人科受診歴の有無
- ・産婦人科を受診した際に感じた問題点等

※調査方法や、調査項目の検討にあたっては、1. のヒアリングでの当事者女性・保護者の意見を反映すること。

3. 当事者女性・保護者への産婦人科受診に対する心理的なハードルを下げるための資料作成を目的とした検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等

上記のヒアリングとアンケート調査の内容を反映した、当事者女性・保護者への産婦人科受診に対する心理的なハードルを下げるための資料作成を行う。

具体的には、医療機関受診の目安を示す「産婦人科受診チェックリスト」、産婦人科診察に対する不安を解消するための「産婦人科診察 Q&A」、思春期患者に寄り添った産婦人科診察ができるよう、当事者や保護者の声を反映した医療従事者向けパンフレットの作成を行う。産婦人科受診が必要である思春期のこどもの、受診に対する心理的なハードルを下げることを目的とした基礎資料に資するよう、有識者（10名程度）から構成される検討会の場（1～2回程度）を設置し、検討を行うこと。また、参加者の委嘱及び謝金手続き、検討会の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開

	<p>催にあたり、参加者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。参加者の選定については母子保健課と相談の上、決定すること。</p> <p>資材については、教育機関や医療機関等で配布することを想定し、A4 サイズ両面の電子媒体で作成すること。その際、デザイン性や見やすさ等を考慮したものにする。</p> <p>また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。</p>
求める成果物	<p>1. 上記2の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。また、上記2のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式。</p> <p>2.</p> <p>本調査の分析を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期のこどもが必要なタイミングで産婦人科受診をできるよう、医療機関受診の目安を示す「産婦人科受診チェックリスト」 ・産婦人科診察に対する不安を解消するための「産婦人科診察 Q&A」 ・思春期患者に寄り添った産婦人科診察ができるよう、当事者や保護者の声を反映した医療従事者向けパンフレットの資料を作成すること。また、電子データでも提出すること。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 課長補佐 03-6859-0041

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-05</p>	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた民間事業者の取組等に関する調査</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備については、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行うため、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催して議論を行ってきた。</p> <p>今般、報告書を取りまとめ、それを基に各省庁において具体的な検討を進めていく予定だが、この中では、法的措置等だけではなく、民間事業者における自主的な取組も重要であり、政府においてこうした取組を促進することが提言されると見られる。</p> <p>このため本調査研究では、主要なSNS等のプラットフォーム事業者や、オンラインゲーム、電子コミック等のコンテンツ事業者等が、青少年保護や青少年のインターネットリテラシー向上のために講じている取組等の好事例を収集・比較し、これらの横展開・競争を促進するとともに、保護者等が子どもを守るために利用できる手段を分かりやすく提示することで、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>次の（１）～（４）の取組を行うこと。また、調査研究事業を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁成育局安全対策課（以下「安全対策課」という。）と協議すること。</p> <p>（１）青少年保護や青少年のインターネットリテラシー向上のために講じている取組等の実態把握（オープンソースの情報収集、アンケート調査の実施）</p> <p>主要なSNS等のプラットフォーム事業者や、オンラインゲーム、電子コミック等のコンテンツ事業者の取組に関する情報収集を行うとともに、これら対象者に対し、必要なアンケート調査を行う。なお、調査対象・項目等については、安全対策課と協議の上、決定すること。</p> <p>（２）好事例集及び比較表の作成</p> <p>（１）のアンケート調査の結果を基に、好事例と考えられる事業者に個別にヒアリング等を行うことを通じて、他の事業者や保護者等の参考となるような好事例集及び比較表を作成する。併せて、保護者等が子どもを守るために利用できる手段を周知するための広報用素材を作成する。</p> <p>（３）（１）のアンケート設計と（２）の好事例集の作成を行うため、検討会を設置する。検討会の委員については、学識経験者・有識者等に参画いただくものとする。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>次の（１）～（４）を紙媒体及び電子媒体で提出すること。（２）～（４）については、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>

	(1) 上記検討会の資料及び議事録 (2) 調査及びアンケートの結果 (3) 好事例の分析や取組状況の比較をまとめた報告書及びその概要 (4) 保護者等が子どもを守るために利用できる手段を周知するための広報用素材
担当課室・担当者	成育局安全対策課 企画法令係 03-6858-0152

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-06</p>	<p>青少年のインターネット利用に係る官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備については、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行うため、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催して議論を行ってきた。</p> <p>今夏、議論の結果を取りまとめ、それをもとに各省庁において具体的な検討を進めていく予定であるところ、この中では、①こどもの年齢や発達にふさわしいコンテンツ等の在り方、②こどものメンタルヘルスに及ぼす影響、③関係省庁及び各種団体の連携による広報の在り方を含め、多岐にわたる論点が提示されている。</p> <p>このため本調査研究では、関係省庁や有識者のほか、インターネット関連団体、SNSプラットフォーム等の民間事業者を中核にしたコンソーシアムを立ち上げ、①から③の論点も含めて、青少年の保護に関する知見を深め、議論を行い、関係者間で認識を共有する場を設けることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向け、官民学が連携して取組を行っていく素地を養成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>官民学から成るコンソーシアムを設置し、勉強会や検討会の場を設ける。構成員については、関係省庁や有識者のほか、インターネット関連団体、SNSプラットフォーム等の民間事業者等に常任構成員として参画いただくものとし、各回の議題に応じて、それぞれ有識者や関係企業・団体等を招へいする。</p> <p>構成員の選定や各会議の進行等に当たっては、適宜こども家庭庁成育局安全対策課（以下「安全対策課」という。）と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記検討会の</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料及び議事録 ○ 報告書及びその概要 ○ 保護者及び子ども向けの広報資料 <p>を紙媒体及び電子媒体で提出すること。</p> <p>なお、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局安全対策課 企画法令係 03-6858-0152</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-07</p>	<p>「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」にかかる認定制度等の効果的な周知手法に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、令和6年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「本法」という。）が成立し、公布日（令和6年6月26日）から2年6か月以内に施行することとされている。</p> <p>本法は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等や、国の認定を受けた民間教育保育等事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるものである。</p> <p>本法を円滑かつ確実に施行するとともに、より多くの事業者に参画（認定取得）してもらうためには、制度の積極的な周知広報を通じて、多岐にわたる関係事業者・従事者等や、保護者をはじめとする国民に対し、施行前に制度理解を深めていくことが肝要である。</p> <p>本調査研究では、関係事業者・従事者等や国民における現時点での制度の認知度を調査した上で、新制度を創設する際の周知手法や、本法で定める認定制度と類似する取組に関する周知手法について調査・分析を行い、法施行に向けた効果的な周知広報施策を検討する際の一助とすることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>① 認知度調査 本法に対する関係事業者・従事者等や国民における現時点での制度の認知度を、アンケート等を用いて調査する。</p> <p>② 事例集の作成 新制度を創設する際の周知手法や、本法で定める認定制度と類似する取組に関する周知手法について、関係者・関係事業者へのヒアリング等を通じて、好事例を収集する。（※地方自治体や公立施設への周知と、民間事業者や国民への周知について、それぞれ分けて事例収集することが望ましい。）</p> <p>③ 効果的な周知広報手法の分析 ②で収集した事例を分析した上で、本法の認定制度等について効果的な周知広報手法を検討の上、とりまとめる。</p> <p>※調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>① 本法に関する認知度調査の結果をまとめた報告書 ② 本法の周知広報施策の検討に資する事例集 ③ 効果的な周知広報手法に関する調査・分析結果をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>

担当課室・担当者	支援局総務課	こども性暴力防止法施行準備室	03-6858-0195
----------	--------	----------------	--------------

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-08</p>	<p>児童福祉施設等における業務継続の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>○ 自然災害等により電力、通信、交通等の主要インフラが寸断され、福祉サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>○ こうした事態が発生した場合でも福祉サービスを安定的に提供できるよう業務継続を確保することが重要であることから、児童福祉施設等の対策状況の実態を把握するとともに、課題やニーズを把握し、データの整理を行うもの。（上記を踏まえ、次年度以降、対応策や対策の水準を検討及びガイドラインの作成を行う。）</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>（アンケート調査、ヒアリング調査、検討会議の開催）</p> <p>（1） 児童福祉施設等に対し、電力・通信・水道等の重要インフラに係る大規模な障害が発生した場合の対策実施状況について、アンケート調査を実施。</p> <p>（2） （1）のアンケート調査を踏まえ、事業を継続するにあたり課題やニーズを把握し、データの整理を行うもの。</p> <p>なお、課題に知見を有する有識者等によって構成する検討会を設置し、助言を求めることとする。</p> <p>また、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁総務課危機管理対策室と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、調査結果及びその分析などをまとめた報告書を作成すること。併せて、報告書及び調査・分析に用いた電子データ一式についても提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局総務課 （長官官房総務課 危機管理対策室 03-6860-0147）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-09</p>	<p>こども政策DXの推進に関する中長期的な展望についての調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども家庭庁では、子育てに関する様々な手続を簡素化し、子育て当事者等の利便性向上や負担軽減を図るため、保育や母子保健など様々なこども・子育て分野におけるこども政策DXの推進に取り組んでいる。</p> <p>当面はこうした取組の推進に注力することになるが、これらが実現された後を念頭に置いたこども政策DXの中長期的なあるべき姿を形作るのも、こども政策の司令塔たるこども家庭庁の重要な役割である。国のみならず、地方自治体や民間事業者における具体の業務執行の実態や課題を把握し、関係者と意見交換を図りながら、AIを含めた最新のデジタル技術やクラウド環境を含めた情報連携基盤等を有効に活用することで、これらの課題を解消できるかを考え、国・地方・事業者のサービス提供の一層の業務改革（BPR）や制度設計について検討する必要がある。</p> <p>本調査研究事業では、こうしたこども政策DXの中長期的な展望を描くために、基本的な考え方や方向性の掘り下げ、実現に向けた課題の把握等を行う。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>以下に記載する事項について実施すること。なお、調査研究事業の実施にあたっては、下記担当課と十分に協議した上で実施すること。</p> <p><u>1. こども・子育て分野の業務執行に係るデータ利活用の実態把握・課題整理</u></p> <p>こども・子育て分野の業務執行（申請手続やバックヤード業務等）におけるデータ利活用の実態を把握するため、子育て当事者や地方自治体、子育て支援事業者、子育てアプリ事業者等へのアンケート調査やヒアリング調査を行う。現在、各業務や申請手続がどのようなプロセスで行われており、どのようなデータが共通して用いられているかといった実態把握を行うとともに、申請手続を行う側、申請手続を処理する側それぞれにおいて、利便性向上や負担軽減の観点で、どのような課題があり、どのようにすれば改善できるかを整理するなど、こども・子育て分野においてDXを推進するための課題整理を行う。</p> <p><u>2. 他分野における先行事例の収集・分析</u></p> <p>こども・子育て分野における国内外の事例及びこども・子育て分野以外の分野でDXの推進によって既に業務改革が進展している分野（公的機関・民間企業問わず）における事例を収集・分析し、今後のこども・子育て分野における活用の可能性について整理する。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記の調査研究結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>(2) (1)について完結にまとめた概要資料（Power Point 2～3枚程度）</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式</p>

担当課室・担当者	成育局総務課 (長官官房総務課DX企画調整係 03-6848-0248)
----------	---

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-10</p>	<p>多様なニーズに応じた家族支援の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こどもまんなか実行計画 2024（令和6年5月）において、「発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める」ことが示された。</p> <p>また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究」が実施されており、発達支援が必要なこどもの家族の多様なニーズや状況や障害児支援事業所における家族支援の実施状況の把握、障害児支援事業所以外の支援機関等が実施する地域の多様な家族支援の実態を把握が行われた。</p> <p>本研究では、こうした調査結果等において得られた家族支援の実態、提言をふまえ、障害児支援における家族支援の在り方を検討するとともに、個々の障害児とその家族への支援の実施に向けた手引書を作成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1) 有識者、家族支援の実施者、家族会等で構成する検討委員会を設置し、自治体、障害児通所支援事業所等に対して調査を行い、障害児を持つ家族への支援の実施に係る手引書作成に向けた検討を行う。</p> <p>2) 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究」において好事例として選定した事業所等へヒアリングを行う。</p> <p>3) 上記1) 2) の結果などを踏まえ、家族支援の手引書の作成に向けた検討委員会を行う。</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援の実施に関する調査結果及びその分析等を取りまとめた報告書 ・家族支援の実施に関する手引書 <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 03-3539-8345</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-11</p>	<p>ひとり親家庭支援における相談支援従事者の人材養成研修に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の相談支援の従事者（以下「母子・父子自立支援員等」という。）は、ひとり親家庭等が直面している問題を把握し、個々の状況に応じて必要な支援につなぐなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っている一方で、その人材養成や資質向上を図るための研修体系やカリキュラム等は存在せず、各自治体に委ねられている。</p> <p>令和6年度には、子ども・子育て支援等推進調査研究事業「ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成に関する調査研究」において、母子・父子自立支援員等が把握しておくべき相談支援の流れや視点、関係分野の制度等についてまとめたハンドブックが作成されたところである。</p> <p>こうした調査研究の成果等を踏まえながら、母子・父子自立支援員等が必要な知識や技術を身につけ、資質向上を図ることができるよう、階層別の研修カリキュラムを作成し、支援の質の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>○ デスクリサーチ等により、他の相談支援分野における研修カリキュラム等について情報収集、整理を行う。</p> <p>○ 関係者（自治体職員、母子・父子自立支援員、有識者等）による検討委員会を設置し、母子・父子自立支援員等を対象とした研修についての基本的な考え方を整理するとともに、階層別（例：初任者～中堅者／中堅者以上）の研修カリキュラムを作成する。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>・上記の実施内容をまとめた報告書</p> <p>・研修カリキュラム（階層別）</p> <p>※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※いずれも電子媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官 050-1704-1859 生活支援係 03-6859-0183</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-12</p>	<p>子どもや家庭を支援する実践者に役立つ情報基盤のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和4年6月に成立した改正児童福祉法により創設された市町村子ども家庭センターは、妊産婦や子育て家庭への相談対応を担うとともに、同じく改正法により創設された家庭支援事業の実施・活用、民間団体を含む地域資源の把握・連携促進・発掘などの地域資源開拓業務を担うこととされている。そのため、子ども家庭センター職員による相談面接の質的向上や、要支援児童等の家庭を身近な地域で支援する家庭支援事業等のサービスの構築や積極活用、各サービスの担い手による支援内容の充実が期待されている。</p> <p>市町村において家庭への相談対応やサービスを担う実践者（子ども家庭センター職員、民間団体等のサービス提供者）は、国や自治体が示すガイドラインや実施要綱、子ども家庭センター等の相談機関の支援方針、各々が所属する事業所等の運営方針等を踏まえて、日々の実践に取り組んでいる。こうした実践者が安心して業務に従事でき、より一層効果的な家庭への相談や支援、関わりができるよう、実践者の情報基盤のあり方を検討することを本調査研究の目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>子どもや家庭を身近な地域で支援するために市町村が実施する事業を担う機関・事業所等に所属する職員や子ども家庭センター職員等の実践者を対象とした調査を実施し、家庭への相談や支援の実践場面を中心とした活動内容を把握するとともに、実践の参考としている情報や研修機会、不足している情報や必要な情報等を詳細に尋ねる。また、実践者への情報基盤がある近接分野の取組を調査し、工夫や課題等を抽出する。これらの調査から得られた示唆を踏まえ、有識者等で構成する検討委員会において課題や今後期待される取組、実践者が必要としている情報等を整理・検討する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜子ども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。</p> <p>報告書については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局虐待防止対策課 企画調整係 03-6859-0118</p>